# 平成３０年度３月補正予算編成方針

今回の補正予算は、次に掲げるものについて編成するものとする。

（１） 歳入超過、歳入欠陥又は歳出の不用額が生じる見込みのあるもので、その額が３００万円程度を超え、かつ、補正することが適当と判断されるもの

（２） 年度内に補正しなければ、予算執行上、支障を生じるもの

（３） 起債の決定見込みから起債限度額を補正する必要があるもの

（４） 年度内の完成が困難な事業について、繰越明許の予算措置が必要なもの（県にあわせて繰越明許の予算措置を必要とするものを含む）

（５） 国の補正予算等に伴い、予算補正を必要とするもの

以上の５項目を基本に、真に予算編成を必要とするもの